

<報道発表資料>

.....
カテゴリー: 県政一般

令和6年8月20日

建設業者に対する営業停止処分について

埼玉県知事は、建設業法に基づき建設業者に対する営業停止処分を行いました。

1 被処分者

商号	株式会社クラスタ
主たる営業所の所在地	埼玉県北葛飾郡杉戸町本郷 451 番 5
許可番号	なし

2 処分内容

建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止

- ・ 期 間
令和6年9月9日から同年9月13日までの5日間
- ・ 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業の全て

3 処分年月日

令和6年8月20日

4 処分の原因となった事実

株式会社クラスタは、これまでに受注した民間工事の管工事について、建設業法第3条第1項の政令で定める軽微な建設工事の金額以上の工事を複数請け負っていたことは、同法第3条第1項に違反し、同法第28条第3項（同条第2項第2号該当）に該当する。

(参考：関係法令抜粋)

建設業法

(指示及び営業の停止)

第28条 (略)

2 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。

一 (略)

二 請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4～7 略